

太子町障害福祉計画 (第4期)

第1章 計画の概要	
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画に定める事項	3
第2章 障害福祉制度の概要	
1. 障害者総合支援法に基づくサービスの体系	4
2. 児童福祉法に基づくサービスの体系	6
第3章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の方向	
1. 基盤整備の基本的な考え方	7
2. 計画の数値目標	8
3. 障害福祉サービスの見込量	10
4. サービス提供の確保策	11
5. 地域生活支援事業の見込量	12

太子町生活福祉部社会福祉課

平成27年3月

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

障害者が住みなれた地域において安心して自立生活を送ることができるよう支援することを目的として、平成18年に施行された「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に改正され、平成25年4月に施行されました。その内容は、①障害者及び障害児の範囲に難病等を加える、②「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める、③障害者に対する支援の対象拡大等、障害者の社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げられました。

また、平成24年10月には障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行されました。その他、障害者権利条約（平成18年国連総会採択、平成26年批准）において、意思決定の尊重及び意思決定にあたり必要な支援が受けられる体制を構築することが国の責務とされ、障害者等の自己決定の尊重及び意思決定の支援に対する配慮が共生社会の実現に不可欠な要件と明記されています。

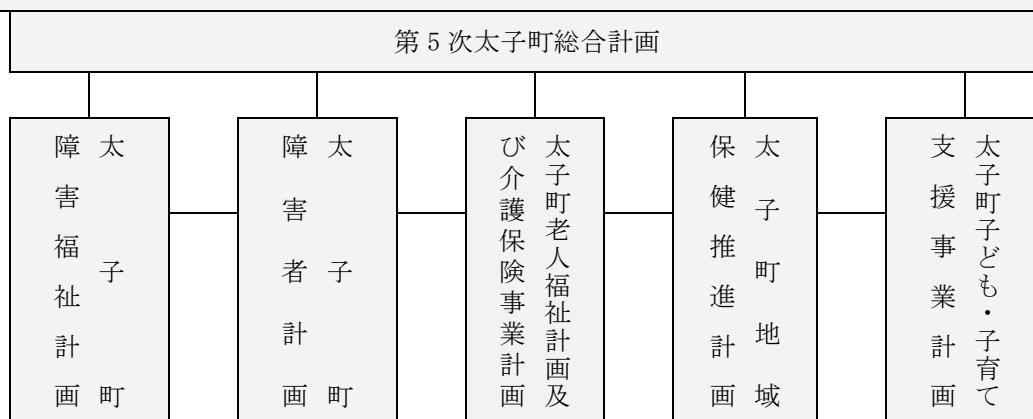
それらを総合的に踏まえ、町では自己決定や共生等、障害者の意思決定の尊重をキーワードとして、障害者等が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本に、「太子町障害福祉計画（第4期）」を策定しました。

平成18年度の「太子町障害者計画及び障害福祉計画（第1期）」策定以降、計画を見直し、今回は平成27年度から平成29年度を対象期間とするものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、同法に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量・確保のための方策を定める計画です。

※ 「太子町障害者計画」及び「太子町障害福祉計画」は、「第 5 次太子町総合計画」を上位計画とし、「太子町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「太子町地域保健推進計画」「太子町子ども・子育て支援事業計画」等の福祉・健康、教育分野の関連計画との整合を図りながら策定しました。



3. 計画の期間

本計画は、第 1 期～第 3 期と同様に 3 か年計画とし、平成 27 年度から平成 29 年度末までの方向性を示すものです。計画策定にあたり、成果指標・活動指標に基づく政策評価（P D C A:Plan-Do-See-Action）を導入し、年 1 回進捗状況に応じて目標の見直し・修正等を行います。

24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
障害福祉計画（平成 24～26 年度）			障害福祉計画（平成 27～29 年度）		
第 3 期計画期間			第 4 期計画期間		
障害者計画（平成 24～29 年度）					
第 2 期計画期間					

4. 計画に定める事項

本計画は、国の基本指針にある基本的理念について考慮したうえで、各年度についての

- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保
- ・ 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援
- ・ 市町地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

が計画的に図られるように具体的な数値目標等を設定します。

【基本的理念】

①障害者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障害者等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図ることを基本として、サービスの提供基盤の整備を進めます。

②市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化

障害福祉サービスに関し、市町村を基本とする仕組みを統一するとともに、従来、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別に分かれていた制度の一元化を図り、立ち後れている精神障害者等に対するサービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のある障害福祉サービスの均てんを図ります。

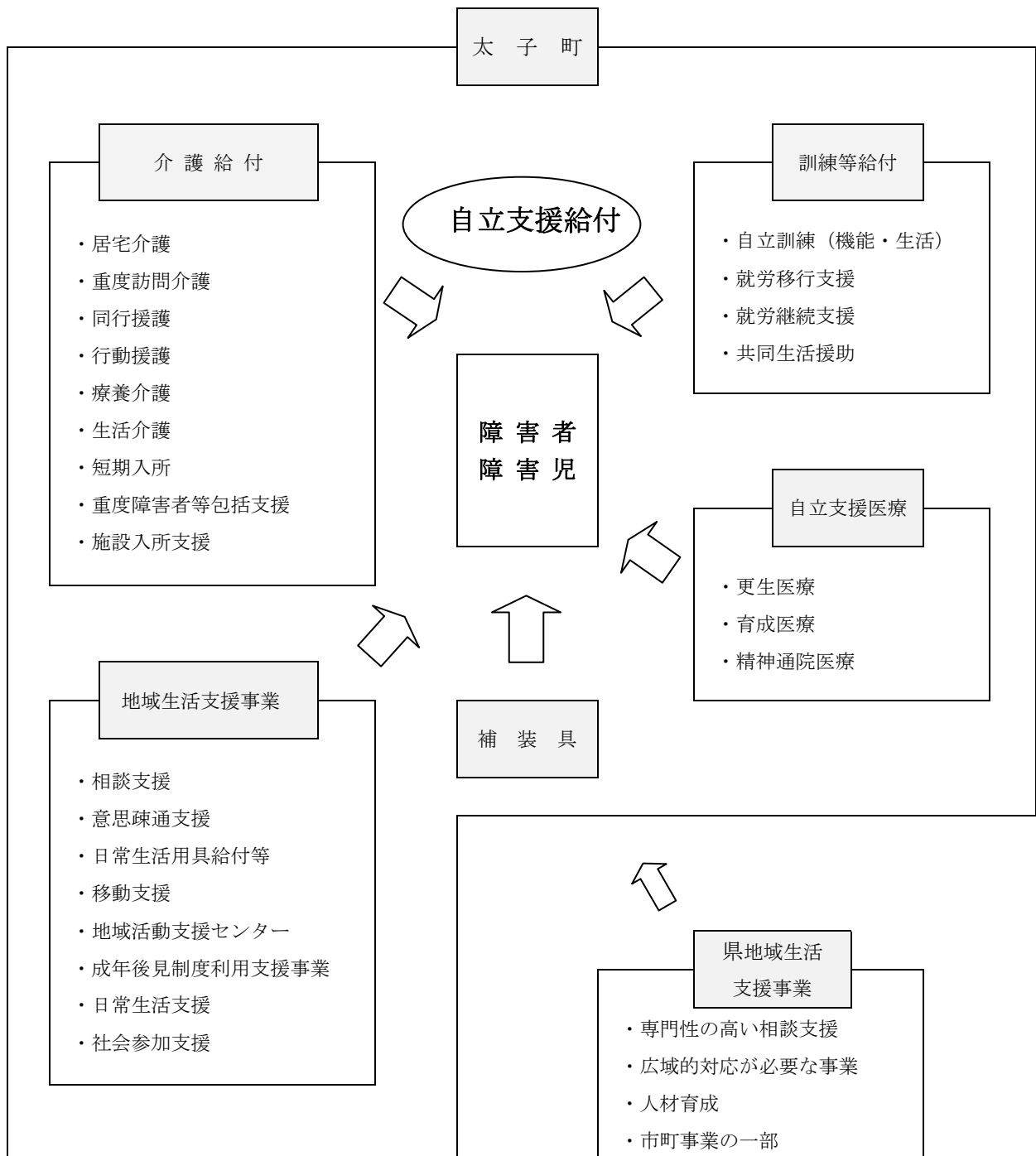
③地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

第2章 障害福祉制度の概要

1. 障害者総合支援法に基づくサービスの体系

障害者総合支援法に基づくサービスについては、障害のある人々の障害支援区分、社会活動や介護者、居住状況等個々の勘案すべき事項を踏まえ、介護給付、訓練等給付等の個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と市町村事業として柔軟に実施する「地域生活支援事業」に分かれて構成されており、障害のある人々の状況やニーズに応じたサービス体系となっています。



「自立支援給付」及び「地域生活支援事業」のサービス内容は次のとおりとなります。

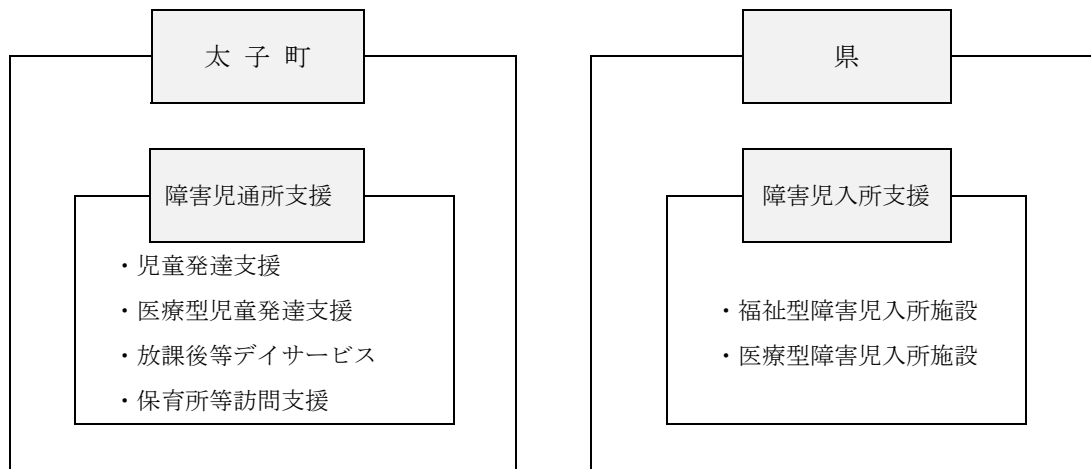
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に必要な情報提供、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
自立支援医療	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。 ・更生医療：身体障害者手帳の交付を受け、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人(18歳以上) ・育成医療：身体に障害のある児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人(18歳未満) ・精神通院医療：精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する人	
補装具費	義肢や車椅子などの購入に際し、補装具費(購入費、修理費)の支給をします。	
地域生活支援事業	相談支援	障害者、家族等に対する相談、サービスの利用に関する支援、情報提供等を行います。
	意思疎通支援	手話通訳者、要約筆記者を派遣する等、障害者等とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。
	成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人を対象に、費用を助成します。
	日常生活用具給付等	障害者等に日常生活上の便宜を図るために、町の要綱に定める要件を満たす用具を給付又は貸与します。
	移動支援	屋外での移動が困難な障害者等に対して、円滑に外出できるよう移動を支援します。
	地域活動支援センター	創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
	その他の日常生活又は社会生活支援	障害者の日中における活動の場及び介護者の一時的な休息を目的とする日中一時支援や、スポーツ・レクリエーション教室の開催など社会参加促進事業を実施します。

2. 児童福祉法に基づくサービスの体系

児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービスは、児童通所支援、児童入所支援の2体系に編成されます。

児童通所支援は、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の4つのサービスに編成され、身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童（発達障害も含む）が受けることのできる、通所サービスです。手帳の有無に関わらず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象になります。

児童入所支援は、福祉型障害児入所支援、医療型障害児入所支援の2つに分けられます。



障害児通所支援	児童発達支援	児童発達支援センター等の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供します。
	医療型児童発達支援	肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対し、医療型児童発達支援センター等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う児童に対し、当該施設を訪問し、当該施設における児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を提供します。

障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	児童相談所が適当と判断した児童が入所することのできる施設において、入所するとともに、日常生活の指導及び知識技能の付与などを行います。
	医療型障害児入所施設	児童相談所が適当と判断した児童が入所することのできる施設において、入所するとともに、日常生活の指導及び知識技能の付与及び治療などの医療を併せて提供します。

第3章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の方向

1. 基盤整備の基本的な考え方

本町ではサービス提供体制整備について以下の基本的な考え方のもと、計画的な整備を図ります。

(1) 障害の区別なく、すべての訪問系サービスを充実させます

障害者が地域で安心して生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援）については、障害の種別に関わりなくサービスを充実させます。また、多様なニーズに応えられるサービス提供体制の充実とサービスの質の向上を図ります。

(2) 日中活動系サービスを充実させます

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所）を充実させます。

障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、児童発達支援センターの整備を進めるとともに、平成29年度までに地域における中核的支援施設として位置付け、重層的な障害児支援の体制整備を図ります。

また、新規事業者の参入を促し、複数の事業者の事業展開により、内容の充実や利便性を向上させ、利用者が住み慣れた地域でサポートが受けられる環境整備に取り組みます。

(3) グループホーム等の充実と地域生活への移行を推進します

地域における居住の場としてのグループホームを長期的な視点に立って整備を進めるとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設入所や病院への入院から地域生活への移行を進めます。具体的には、町内の事業所と連携の上、平成29年度からグループホームの新設をめざし、地域生活拠点の一翼を担う場を提供します。

(4) 福祉施設から一般就労移行等を推進します

就労移行支援事業等を充実させることにより、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

(5) 相談支援体制の充実を図ります

障害者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービス等の適切な利用を支えるための相談支援体制の構築が重要であるこ

とから、地域の実情に応じた中立で公正な立場で総合的な相談支援ができる体制を整備します。

2. 計画の数値目標

障害者等の自立支援に向けて、地域生活移行や就労支援などの新たな制度へ対応していくとともに、基盤整備の基本的な考え方を踏まえ、平成 29 年度を目標年度とした数値目標を掲げることとします。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成 29 年度末において平成 26 年 10 月現在福祉施設に入所している障害者のうち、約 1 割の方が地域生活に移行することを目指します。また、平成 29 年度末施設入所者数を現在の施設入所者数から約 4%削減することを目指します。

そのため、福祉施設から地域生活への移行を支援し、希望する施設入所者に対し地域生活を始めるための生活訓練等のサービスや地域生活の場として必要となるグループホーム等について整備を行います。

区 分		人 数	備 考
現在の施設入所者		54 人	平成 26 年 10 月 1 日現在
平成 29 年度の施設入所者		51 人	平成 29 年度末利用者見込数
目 標	地域生活移行数	5 人	約 1 割
	施設利用減少者数	3 人	約 4%

- ※ 地域生活への移行とは、福祉施設の入所者が施設を退所し、グループホーム、福祉ホーム、一般住宅等へ生活の拠点を移したものの（家庭復帰を含む）をいいます。
- ※ 福祉施設とは、長期の入所が常態化している身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設（入所）、知的障害者授産施設（入所）、精神障害者入所授産施設等をいいます。

(2) 退院可能な入院中の精神障害者の地域生活への移行

地域で生活するための支援体制が不十分なため、病院等から地域生活への移行が困難な状況にあり、やむを得ず入院をしている「社会的入院」の状態にある精神障害者が地域生活へ移行できるよう必要な支援体制の構築を図り、平成 29 年度末までの退院可能精神障害者数を減少させます。

精神障害者が地域で安心して生活するために、グループホーム、福祉ホーム等の居住の場の確保を進めます。また、今後、地域活動支援センターなど多様な日中活動の場の確保、ホームヘルプサービスなどの日常生活支援、医療・保健・福祉に関する総合的な相談支援体制の整備、医療と地域保健福祉の連携体制の構築を図るとともに、精神保健福祉に関する知識の普及や地域交流を深め、精神障害者に関する正しい理解の促進に努めます。

区 分	人 数	備 考
現在の退院可能精神障害者数	14 人	—
平成 29 年度末までの減少者数	12 人	—

※ グループホーム、日中活動系サービス、ホームヘルプサービスなど、退院後の生活を支える「受け入れ条件」の整備を推進します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

平成 29 年度末までに障害者が福祉施設等から一般就労に移行できるよう努めます。

重層的な就労支援体制を整備するため、小規模作業所等の通所施設が、就労移行支援事業や就労継続支援事業への移行を支援し地域の基盤の整備に努めるとともに、障害者就労支援事業の充実を図り、相談支援や職場定着支援など、障害種別や利用者ニーズに応じたきめ細かい就労支援体制を構築します。

区 分	人 数	備 考
現在の一般就労への移行実績	0 人	平成 26 年度実績
平成 29 年度末までの移行者数	2 人	—

※ 一般就労への移行者とは、一般に企業等に就職した者（就労継続支援（A 型）及び福祉工場の利用者となった者を除く）、在宅就労した者及び自ら起業した者をいいます。

※ 福祉施設等とは、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設（入所・通所）、身体障害者福祉工場、身体障害者小規模通所授産施設、知的障害者更生施設（入所・通所）、知的障害者授産施設（入所・通所）、知的障害者福祉工場、知的障害者小規模通所授産施設、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設（入所・通所）、精神障害者福祉工場、精神障害者小規模通所授産施設をいいます。

3. 障害福祉サービスの見込量

計画の目標等に基づき、平成 26 年度から平成 29 年度までの各年度の障害福祉サービスの種類ごとの必要な見込量は以下のとおりです。

【サービス見込量】

(月間)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	1,519 時間	1,561 時間	1,600 時間	1,640 時間
短期入所	173 人日	175 人日	185 人日	190 人日
療養介護	4 人	4 人	4 人	4 人
生活介護	2,133 人日	2,145 人日	2,235 人日	2,300 人日
自立訓練（機能訓練）	25 人日	25 人日	28 人日	28 人日
自立訓練（生活訓練）	22 人日	22 人日	21 人日	21 人日
就労移行支援	82 人日	85 人日	87 人日	89 人日
就労継続支援（A 型）	127 人日	127 人日	130 人日	130 人日
就労継続支援（B 型）	737 人日	777 人日	806 人日	820 人日
児童発達支援	239 人日	249 人日	255 人日	265 人日
放課後等デイサービス	511 人日	520 人日	525 人日	530 人日
保育所等訪問支援	1 人日	2 人日	2 人日	3 人日
共同生活援助	14 人	14 人	14 人	14 人
施設入所支援	54 人	53 人	52 人	51 人
相談支援（障害者）	23 人	26 人	26 人	27 人
相談支援（障害児）	25 人	26 人	26 人	27 人

※ 訪問系サービス … 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

※ 日中活動系サービス… 短期入所、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A 型・B 型）、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

※ 居住系サービス … 共同生活援助、施設入所支援

※ 時間（人日・人） … 1 月あたりの延べ利用時間（日数・人数）

4. サービス提供の確保策

(1) 訪問系サービス

障害の区別なく訪問系サービスを充実させるために、サービスを提供する事業者の把握に努めるとともに、広く情報を提供し参入を促します。また、さらに質の高いサービスを提供するために、ヘルパーへの研修を勧奨するなどして、障害特性に応じた訪問系サービスの提供を図ります。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスについては、既存施設の新体系サービスへの円滑な移行を進めるため各事業者の意向を尊重しつつ、必要な支援を行うとともに、新規事業者の参入を促していきます。

(3) グループホーム等の整備について

地域生活への移行を進めるために、地域における居住の場としてのグループホーム及び福祉ホームについて、整備を推進するために社会福祉法人等による設置を支援し、平成30年度までに町内にグループホームを一カ所設置することをめざします。

(4) 一般就労への移行等の推進について

障害者の社会参加を促すため、西播磨障害者就業・生活支援センター及び姫路・龍野ハローワークと連携し、情報提供等を通して障害者の就労を支援し、障害者の一般就労の機会を広げるとともに、安心して働き続けられるよう、就労面と生活面を一体的な支援につなげます。

また、障害者就労施設等から優先的に物品等を調達することで、障害者の雇用促進及び賃金の向上を図ります。併せて、広報やホームページ等への情報掲載により、物品等の発注の増進をめざします。

5. 地域生活支援事業の見込量

障害者が一人ひとりの適性に応じて、地域で自立した日常生活、社会生活を継続することができるように、障害者自立支援法に基づいた地域生活支援事業を実施します。

事業は自立支援法により必須とされている「相談支援事業」「成年後見制度利用支援事業」「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」の6項目と、自立した生活を送るために重要と判断される「日中一時支援事業」「社会参加促進事業」を行います。

地域生活支援事業と自立支援給付のサービスは、相互に補完しあい障害者等の自立と社会参加を支援していくことから、今後も様々なニーズを踏まえ、必要なサービスを検討していきます。

(1) 相談支援事業（障害者相談支援事業）

地域の中で自立した生活を営む上で必要な情報の提供をすることや、権利擁護のために必要な援助を行うため、障害者や障害児の保護者、介護者等からの相談に応じるための総合的な相談支援事業を行います。町内の相談支援事業所に業務を委託し、より専門的で総合的な相談業務や地域の相談支援体制を強化します。

また、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するネットワークづくりに関し、中核的な役割を果たす「太子町地域自立支援協議会」の機能強化を図ります。

(2) 成年後見制度利用支援事業

障害者が地域生活を営む上で、必要となる財産管理や契約など日常の意思決定を支援するため、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人を対象に費用を補助します。

(年間)

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
2 人	2 人	3 人

(3) 意思疎通支援事業（手話通訳派遣事業）

聴覚・言語機能・音声機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、無料で手話通訳者等を派遣します。

(年間)

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
20 回	20 回	22 回

(4) 日常生活用具給付等事業

障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。

(年間)

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
290 件	296 件	302 件

(5) 移動支援事業

地域での自立した生活及び社会参加を支援するために移動に困難を伴う障害者に対して、外出のための必要な支援を行う事業を実施します。

(年間)

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
4,922 時間	4,982 時間	5,042 時間

(6) 地域活動支援センター事業

日中活動を希望する障害者に対して、創作活動や生産活動の機会の提供を通じて、社会参加や交流の促進を通じて、障害者の地域での生活を支援します。

(年間)

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
408 人日	468 人日	528 人日

(7) 日中一時支援事業

障害者等の家族や介護者の就労や一時的な休息を目的として、障害者等に日中の活動の場を提供するとともに、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行います。

(年間)

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
405 人日	501 人日	597 人日

(8) 社会参加支援事業

障害者の社会参加や交流の促進、生活の質の向上等を目的として、スポーツ・レクリエーション教室等を開催します。また、聴覚障害者等へのコミュニケーションを支援し、社会参加の促進を図ることを目的として、手話奉仕員の養成

を行います。そのほか、自動車運転免許取得及び自動車改造に要する費用の一部を助成する自動車運転免許取得・改造助成事業を実施します。

【スポーツ・レクリエーション教室】 (年間)

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
2 回	2 回	2 回

【自動車運転免許取得・改造助成事業】 (年間)

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
2 件	2 件	2 件

その他

改正障害者基本法や障害者虐待防止法、障害者差別解消法等に規定する権利擁護の推進のため、相談支援体制の強化が必要です。特に、27 年度以降は支給決定に先立ち、サービス等利用計画の作成が必要であることから、利用者数の増加を見込んでいます。

併せて、児童福祉や介護保険との円滑な制度間接続、精神科病院からの地域移行の促進等のため、地域自立支援協議会等を活用して検討を行い、相談支援専門員の複数配置、モニタリングの適切な実施についても対応を検討します。

権利擁護を推進するため、地域支援事業の必須事業となっている成年後見制度利用支援事業だけでなく、成年後見制度法人後見支援事業の実施を検討します。現在、西播磨圏域 4 市 3 町で連携し、成年後見制度の普及・啓発・相談や家庭裁判所への申立て支援などを行うとともに、市民後見人の養成・支援を行う西播磨成年後見支援センターを 28 年度中に設置することを検討しています。

資料1 太子町保健福祉審議会条例

平成13年12月27日
条例第18号

改正 平成16年12月22日条例第13号 平成17年9月30日条例第22号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、太子町保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(担任事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項の調査、審議等を行う。

- (1) 児童福祉に関すること。
- (2) 母子及び寡婦福祉に関すること。
- (3) 身体障害者、知的障害者及び精神障害者福祉に関すること。
- (4) 高齢者保健福祉及び介護保険に関すること。
- (5) 健康づくりに関すること。
- (6) その他住民福祉の向上、健康の増進に関して必要と認める事項

2 審議会は、前項に掲げる事項について必要があるときは、町長に対して意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 町行政委員会の委員
- (3) 各種団体の推薦する者
- (4) 公募により選任する者
- (5) 兵庫県の職員
- (6) 町長が特に必要と認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 特別の事項を調査、審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、町長が委嘱する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査、審議が終了したときに、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関する臨時委員の2分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集する審議会は、第6条の規定にかかわらず町長が招集する。

附 則 (平成16年12月22日条例第13号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日条例第22号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

資料2 太子町保健福祉審議会規則

平成13年12月27日
規則第14号

(目的)

第1条 太子町保健福祉審議会条例(平成13年条例第18号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、審議会の議事及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(招集方法)

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、審議会の開催日の3日前までに、開催の日時及び場所を委員並びに関係のある臨時委員及び専門委員に議案を添えて通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(代理出席)

第3条 条例第3条第2項第5号に規定する委員並びに条例第4条第1項に規定する臨時委員が事故その他やむを得ない理由により審議会に出席できない場合は、あらかじめ会長の承認を得た場合にあっては、代理人を出席させることができる。

2 代理人は、審議会の開催前までに委任状を会長に提出しなければならない。

(議事録)

第4条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製しなければならない。

- (1) 審議会の日時及び場所
- (2) 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
- (3) 案件の内容
- (4) 審議経過及び結果
- (5) その他会議において必要と認めた事項

2 議事録に署名する委員は2人とし、会長が指名する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し疑義が生じた場合は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

太子町障害福祉計画

編集・発行 太子町生活福祉部社会福祉課
住 所: 揖保郡太子町鷗 1369 番地 1
電 話: 079-277-1013
F A X: 079-276-3892
E-mail: fukushi@town.hyogo-taishi.lg.jp